(証券コード6629)
平成27年６月11日

株　主　各　位

名古屋市南区千竈通二丁目13番地１
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　　野　村　拡　伸

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　名古屋市南区千竈通二丁目13番地１
当社２階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項
1. 第５期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第５期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.technohorizon.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行の金融緩和策等により緩やかな回復基調となりました。しかしながら、円安による原材料価格の上昇、世界各地における政情不安や景気の減速、消費税引き上げに伴う影響の長期化から、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経済状況のもと、当連結会計年度において、電子事業は設備投資意欲の高まりからＦＡ（Factory-Automation：工場自動化）関連が引き続き堅調に推移しました。一方で光学事業は事業構造改革として、大量生産主体から、高付加価値・中少量の適正規模な生産体制を構築する等、経営体質の改善に努めております。

その結果、当社グループの業績は、売上高21,379百万円（前連結会計年度比9.0％減）、営業利益72百万円（前連結会計年度は営業損失1,908百万円）、経常利益315百万円（前連結会計年度は経常損失1,289百万円）となりました。当期純利益は120百万円（前連結会計年度は当期純損失3,401百万円）となりました。「成長と構造改革の両立」をはかる取組みは、高付加価値事業・商品の展開など、道筋を示すことができました。

なお、今後も光学事業分野を中心に事業構造改革の実効性を高めるべく活動してまいります。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

①　光学事業

主要ビジネスである書画カメラ事業は、主力の米国市場において成熟化が進み、当連結会計年度での需要は依然低迷を示すも、下げ止まり感も見えてきました。また、欧州市場での需要は堅調にあり、新興国を含めた新たなグローバル市場の開拓、販路の拡大をはかり、市場シェア確保に努めております。利益面では、海外生産拠点の集約や、国内工場内の生産移管による生産性の向上、経費の徹底的な見直し、人員の適正配置など、グループ全社を挙げた取組みを推進いたしました。

もう一方の主力事業としてきたプロジェクター用光学ユニット事業においては、国内大手プロジェクターメーカーのプロジェクター事業からの相次ぐ撤退並びに縮小の影響を受け、大幅な売上落ち込みが余儀なくされるも、今までの大量生産型体制から規模の適正化をはかり、これまで培ってきた光学技術を活かして「多品種・高品質・高付加価値」のビジネスへと転換を進めております。

これらの結果、光学事業における当連結会計年度の売上高は12,873百万円（前連結会計年度比15.9％減）、営業損失は59百万円（前連結会計年度は営業損失2,222百万円）となりました。

② 電子事業

電子事業においては、主力事業であるＦＡ関連機器が、国内景況感の回復と新興国の旺盛な需要に基づき、国内機械メーカーからの受注を順調に伸ばしました。また、ＦＡ中国現地法人も日系企業との取引に加え、現地企業との取引も増加しました。一方で携帯電話／スマートフォン用カメラモジュール検査装置が投入スケジュールの後ろ倒しや、自社開発製品の販売が当初計画を下回りました。

また、新商品開発に積極的な投資を行った結果、電子事業における当連結会計年度の売上高は8,505百万円（前連結会計年度比3.9%増）、営業利益は98百万円（前連結会計年度比77.6%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は479百万円で、その主なものは次のとおりであります。

光学事業におきましては、新製品生産に伴うライン設備及び金型やソフトウエアなど、総額255百万円の設備投資を行いました。

電子事業におきましては、顧客対応生産設備投資の他、市場販売用ソフトウエアの取得など、総額224百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、今後も引き続き厳しいものになると予想されます。この状況に適切に対応するために、当期に取り組みました構造改革を発展させ当社グループの経営基盤を更に強固なものにするとともに、新市場に向けた新規光学関連機器の拡販、並びに、需要が拡大しております中国ＦＡ市場におけるビジネスの推進に最大限注力してまいります。

① 新規市場向け新製品の開発及び市場投入

「新事業の創出」というグループ戦略のもと、これまでも様々な戦略的開発投資を行いましたが、特に当期におきましては、当社グループが携わってこなかったビジネスユース並びにコンシューマ市場向けの光学新製品シリーズも市場に投入いたしました。今後も引き続き、マーケティング活動と結びついた新製品を積極的に開発し、当社グループ事業全体の拡大と活性化をはかります。

② 中国ＦＡ市場での事業拡大

将来的な需要増が見込める中国ＦＡ市場の拡大に対応するため、現地法人の活動を強化いたしました。長期的戦略に基づき、長年日本市場において培ってきた産業機械用制御技術・コントローラ技術をベースに、現地企業のニーズに的確に対応した販売サービス力及び開発・生産体制の強化を進めていきます。

③ グループシナジーの更なる強化

当社グループはオプト・エレクトロニクス技術（光学技術＋電子技術）とマーケティング力をもって事業を展開し、その中でグループシナジーの強化をはかっております。光学技術と画像処理先端技術のシナジーを活かした製品開発や、電子事業にて開発された自社製品の販売を光学事業販売会社がサポートしていくなどの事業セグメントをこえた相乗効果も出てまいりました。今後もグループシナジーを強化し、新製品の開発・拡販を推進してまいります。

④ ＣＳＲ（企業の社会的責任）の推進

ＣＳＲに積極的に取り組み、未来を創造する企業として、従業員・お客様・社会の求める満足感に充分に応えられるよう、コンプライアンスの徹底、ステークホルダーへの積極的な情報開示、環境への配慮など、具体的に実践してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第２期 (平成24年３月期)	第３期 (平成25年３月期)	第４期 (平成26年３月期)	第５期 (平成27年３月期)
売上高（百万円）	34,425	26,595	23,481	21,379
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	△291	196	△1,289	315
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△1,097	16	△3,401	120
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△79.46	1.23	△252.37	8.91
総資産（百万円）	30,308	28,994	26,802	23,954
純資産（百万円）	8,019	8,339	5,348	5,939

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第２期 (平成24年３月期)	第３期 (平成25年３月期)	第４期 (平成26年３月期)	第５期 (平成27年３月期)
営業収益（百万円）	638	458	448	420
経常利益（百万円）	344	180	81	12
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	342	181	△2,141	12
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	24.83	13.35	△158.90	0.93
総資産（百万円）	10,932	10,831	9,630	12,111
純資産（百万円）	7,288	7,288	5,015	5,029

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(間接保有を含む)	主要な事業内容
株式会社エルモ社	796,204 千円	100.00 %	光学機器等の開発・製造・販売
Ｅｌｍｏ ＵＳＡ Ｃｏｒｐ．	2,000 千US$	100.00 %	光学機器の販売
ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd.	120,000 千タイバーツ	100.00 %	光学機器の製造
ＥＬＭＯ Ｅｕｒｏｐｅ ＳＡＳ	1,150 千EUR	100.00 %	光学機器の販売
株式会社ＳＵＷＡオプトロニクス	450,000 千円	100.00 %	光学機器等の開発・製造・販売
東莞旭進光電有限公司	750,000 千円	100.00 %	レンズ及びプラスチック成形・金型製造
株式会社タイテック	2,250,844 千円	100.00 %	電子機器の開発・製造・販売
泰志達（蘇州）自控科技有限公司	310,000 千円	100.00 %	電子機器の開発・製造・販売
株式会社ファインフィットデザイン	100,000 千円	100.00 %	電子機器の開発・販売
株式会社中日電子	300,000 千円	100.00 %	電子機器の開発・製造・販売
株式会社グラフイン	92,000 千円	100.00 %	電子機器の開発・製造・販売

（注）蘇州智能泰克有限公司は、平成26年６月に事業を休止したため、重要な子会社から除外いたしました。

(7) 主要な事業内容(平成27年３月31日現在)

事業区分	事業内容
光学事業	株式会社エルモ社が国内で書画カメラ（資料提示装置・実物投影機）、監視カメラなどの光学機器等の開発・製造・販売を行うほか、ELMO Industry (Thailand) Co., Ltd.がタイで製造を行っており、Elmo USA Corp.(米国)及びELMO Europe SAS(フランス)が国外で販売を行っております。 又、株式会社ＳＵＷＡオプトロニクスがプロジェクター等に組み込み使用される光学ユニット、その他の精密光学部品の開発・製造・販売を行うほか、東莞旭進光電有限公司が中国でレンズ及びプラスチック成形・金型製造を行っております。
電子事業	株式会社タイテックが国内でロボットコントローラや工作機械用ＣＮＣ（コンピュータ数値制御）装置などのＦＡ関連機器の開発・製造・販売を行うほか、泰志達（蘇州）自控科技有限公司が中国でＦＡ関連機器の開発・製造・販売を行っております。 又、株式会社ファインフィットデザインが画像情報機器などの情報通信機器の開発・販売を行うほか、株式会社中日電子及び株式会社グラフインにおいても情報通信機器等の開発・製造・販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場(平成27年３月31日現在)

事業区分	会社名	主要事業所名（所在地）
光学事業	株式会社エルモ社	本社・工場（名古屋市瑞穂区）
	Ｅｌｍｏ　ＵＳＡ　Ｃｏｒｐ．	本社（米国ニューヨーク州）
	ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd.	本社・工場（タイ・チョンブリ県）
	ＥＬＭＯ　Ｅｕｒｏｐｅ　ＳＡＳ	本社（フランス・パリ市）
	株式会社ＳＵＷＡオプトロニクス	本社・工場（長野県茅野市）
	東莞旭進光電有限公司	本社・工場（中国広東省）
電子事業	株式会社タイテック	本社工場（名古屋市南区） 笠寺工場（名古屋市南区）
	泰志達（蘇州）自控科技有限公司	本社・工場（中国江蘇省）
	株式会社ファインフィットデザイン	本社（名古屋市南区）
	株式会社中日電子	本社・工場（名古屋市瑞穂区）
	株式会社グラフィン	本社（東京都品川区）
全社（共通）	当社	本社（名古屋市南区）

(9) 従業員の状況(平成27年３月31日現在)

①　企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
光学事業	669名
電子事業	469名
全社（共通）	9名
合計	1,147名

（注）1.従業員数は、就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）で表示しております。
2.全社（共通）として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない当社従業員数であります。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
9名	―	47.2歳	3.0年

（注）従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、当社への出向者を含む。）で表示しております。

(10) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
株式会社大垣共立銀行	4,306,483
株式会社三井住友銀行	2,056,702
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,850,000
株式会社名古屋銀行	1,316,000
株式会社愛知銀行	1,186,678
株式会社みずほ銀行	1,100,000
株式会社百五銀行	318,080

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数** 50,000,000株
(2) **発行済株式の総数** 21,063,240株
(3) **株主数** 4,005名
(4) **大株主**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社野村トラスト	1,480	10.98
有限会社野村興産	585	4.34
テクノホライゾン・ホールディングス従業員持株会	439	3.26
株式会社ＳＢＩ証券	420	3.12
ＩＤＥＣ株式会社	404	3.00
榊　泰彦	295	2.20
第一生命保険株式会社	290	2.15
株式会社大垣共立銀行	264	1.96
榊　信之	236	1.76
榊　雅信	227	1.69

(注) 1. 当社は、自己株式7,585千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成27年３月31日現在）

発行決議日	平成23年６月29日
新株予約権の数	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　20,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権１個当たり　27,400円 （１株当たり274円）
権利行使期間	平成25年７月26日から 平成28年７月25日まで
行使の条件	①権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位を有している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の相続については、これを認めない。
取締役の保有状況 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　２人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野村拡伸	株式会社エルモ社 代表取締役会長 株式会社ＳＵＷＡオプトロニクス 代表取締役会長 株式会社タイテック 代表取締役会長 株式会社ファインフィットデザイン 代表取締役会長 株式会社中日電子 代表取締役会長 株式会社グラフイン 代表取締役会長
取締役	水上康	株式会社ＳＵＷＡオプトロニクス 監査役 株式会社タイテック 監査役 株式会社ファインフィットデザイン 監査役 株式会社中日電子 取締役
取締役	渡邉哲也	株式会社ＳＵＷＡオプトロニクス 取締役
取締役	豊田彰	株式会社エルモ社 常務取締役
取締役	玉置浩一	玉置公認会計士事務所 所長
常勤監査役	大原茂	株式会社中日電子 監査役 株式会社グラフイン 監査役
監査役	原田彰好	しるべ総合法律事務所 パートナー
監査役	飯田浩之	飯田会計事務所 所長
監査役	井上龍哉	井上龍哉公認会計士事務所 所長 株式会社スズケン 社外監査役

（注）1. 取締役玉置浩一氏は、社外取締役であります。なお、当社は玉置浩一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 監査役飯田浩之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役井上龍哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退職事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
竹内清	平成26年６月27日	任期満了	取締役相談役
渡邉毅	平成26年６月27日	任期満了	取締役相談役 株式会社中日電子 取締役
近藤倫行	平成26年６月27日	任期満了	監査役 近藤倫行法律事務所 所長 株式会社マキタ 社外監査役
佐藤慎一郎	平成26年６月27日	任期満了	監査役 佐藤税理士事務所 所長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額	摘　要
取　締　役	7名	43,951千円	（うち社外取締役１名 2,400千円）
監　査　役	６名	14,040千円	（うち社外監査役６名14,040千円）
合　計	13名	57,991千円	

（注）1. 当期末の取締役の員数は５名、監査役の員数は４名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成26年６月27日をもって退任した取締役２名、監査役２名を含んでいるためであります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第１回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第１回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①　社外取締役　玉　置　浩　一　氏

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役玉置浩一氏は、玉置公認会計士事務所の所長であります。玉置公認会計士事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

イ．主要取引先等、特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動内容
当事業年度開催の取締役会には、15回中14回に出席いたしました。取締役会においては、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から議案審議などに関して発言を行っております。また、公認会計士の専門的な立場から、会計上の留意点などの適切なアドバイスを行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役玉置浩一氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

②　社外監査役　大　原　　茂　氏

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役大原茂氏は、連結子会社である株式会社中日電子並びに株式会社グラフインの監査役であります。

イ．主要取引先等、特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動内容
当事業年度開催の取締役会15回中15回、また監査役会14回中14回に出席し、必要に応じ、議案審議などに関して発言を行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役大原茂氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③　社外監査役　原　田　彰　好　氏

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役原田彰好氏は、しるべ総合法律事務所のパートナーであります。しるべ総合法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

イ．主要取引先等、特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動内容

監査役原田彰好氏は、平成26年６月27日開催の第４回定時株主総会において選任されました。当社監査役就任後、当事業年度に開催した取締役会11回中11回、また監査役会10回中10回に出席いたしました。取締役会並びに監査役会においては、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から議案審議などに関して発言を行っております。また、弁護士として、法務に関する相当程度の知見を有するものであり、専門家の立場から適時アドバイスを行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役原田彰好氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

④　社外監査役　飯　田　浩　之　氏

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役飯田浩之氏は、飯田会計事務所の所長であります。飯田会計事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

イ．主要取引先等、特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動内容

監査役飯田浩之氏は、平成26年６月27日開催の第４回定時株主総会において選任されました。当社監査役就任後、当事業年度に開催した取締役会11回中11回、また監査役会10回中10回に出席いたしました。取締役会並びに監査役会においては、必要に応じ、税理士としての専門的見地から議案審議などに関して発言を行っております。また、税理士として、税務に関する相当程度の知見を有するものであり、専門家の立場から当社の経理・財務について適時アドバイスを行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役飯田浩之氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

⑤　社外監査役　井　上　龍　哉　氏

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役井上龍哉氏は、井上龍哉公認会計士事務所の所長及び株式会社スズケンの社外監査役であります。井上龍哉公認会計士事務所及び株式会社スズケンと当社との間には、特別の関係はありません。

イ．主要取引先等、特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
ウ．当事業年度における主な活動内容
監査役井上龍哉氏は、平成26年６月27日開催の第４回定時株主総会において選任されました。当社監査役就任後、当事業年度に開催した取締役会11回中11回、また監査役会10回中10回に出席いたしました。取締役会並びに監査役会においては、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から議案審議などに関して発言を行っております。また、公認会計士として、会計に関する相当程度の知見を有するものであり、専門家の立場から当社の経理・財務について適時アドバイスを行っております。
エ．責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役井上龍哉氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,125千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法などの法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、監査役会の規則に則り、会計監査人の解任又は不再任を株主総会への付議議案とする旨を取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループはコーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、長期的な視点でのグループ経営を担う持株会社と、それに基づく短・中期的な事業執行を担う各事業会社との機能分担により、監査役会設置会社による経営管理体制のもと、各々の権限に基づく責任体制を構築しております。当社では、コンプライアンス関係を含めた諸規則の整備・運用により、当社及び当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築と実践に努めております。また、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、ガバナンス体制を強化しております。

(2) 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務遂行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、当社及び当社グループの経営管理及び業務執行に係る重要な文書・記録を、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役もしくは監査役から要請があった場合には、常時閲覧可能な状態としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び当社グループは、経営理念の追求のために必要な業務から生じる様々なリスクを認識し、また、新たな業務から生じると予測される様々なリスクを十分に検討したうえで、経営の安全性を確保しつつ、株主の利益や社会信用の向上をはかることを方針とし、適切なリスク管理システムを構築しております。

② この方針のもと、より広範なリスクへの対応力を強化する観点から、リスク管理全体を統括する経営の諮問会議として「内部統制運営委員会」を設置し、「グループリスク管理規程」に則り、リスクの評価・リスクへの対応等、リスクマネジメント体制の充実をはかっております。なお、万一不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とした「危機対策本部」を速やかに設置し、さらに必要に応じて社外アドバイザーも加えて迅速に対応することにより、緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

② 取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、「組織規程」並びに「職務権限規程」に定める職務権限並びに業務分掌において、それぞれの責任、権限、執行手続きの詳細について定め、厳正かつ効率的な職務執行が行われることを確保するための体制を整備しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び当社グループは、社内コンプライアンス体制の充実・強化を進めております。当社では、諮問機関として、監査役全員の他、取締役会の決議による選任者からなる「コンプライアンス委員会」を設け、当社及び当社グループにおける法令遵守の社内体制、規程類の作成状況、法令遵守状況を確認し、審議を行い、法令遵守違反の未然防止をはかっております。また、コンプライアンス違反や、そのおそれのある場合の内部情報の通報・相談窓口として「ホットライン窓口」を設置する等、組織体制を整備しております。

② 株主及び資本市場に対して法令に則った透明性の高い情報の適時開示をタイムリーに実施するために「情報開示委員会」を設け、社内情報の収集、情報開示の適否、開示内容の審議を行う体制としております。

③ 代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、遵法・リスクマネジメント・内部統制システム等の監査を常勤監査役と連携して当社グループ全体に対して定期的に実施し、結果はその都度代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対し業務執行の適正性及び効率性について具体的な評価と改善に向けた提言を行い、内部統制の確立をはかっております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

① 当社のみならず、グループとしてコンプライアンスの推進をはかっていくことが重要であるとの考えに基づき、グループ会社においても業務に関し当社と同等水準の適正な運営を確保するための体制整備に努めております。

② 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づいて子会社管理を行うものとし、経営企画部が中心となり、グループ各社の数値目標の進捗状況やトピックス等について月次でレビューし、必要に応じて改善指導や支援を行っております。また、当社の内部監査室が子会社について法令・社内ルールに沿った業務が行われていることを監査しております。

③ 当社グループの経営に関する重要事項を適切に審議・報告するとともに、グループの企業価値の最大化を追求するため、「グループ経営会議」を設置して、原則四半期ごとに開催し、必要時には臨時開催いたします。

④ 取締役は、グループ会社において、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告することとしております。

⑤ 子会社において、当社から受けた経営管理、経営指導内容が法令に違反したり、その他コンプライアンス上で問題があると判断した場合には、子会社から当社の内部監査室に報告することとし、内部監査室長は直ちに代表取締役社長に報告するとともに、監査役にも報告する体制としております。

また、監査役は当社の取締役に対し、改善策を求めることができることとしております。

⑥ 「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針書」を制定し、これにより業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人は配置いたしませんが、監査役が使用人を置くことを求めた場合、その人事に関しては、代表取締役社長と監査役で協議のうえ任命するものといたします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社において、取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項、その他取締役会又は監査役会が定める業務・業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告することとしております。その他、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする等、適正な報告体制の構築に努めております。

② 「ホットライン規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、「コンプライアンス委員会」を通じ、監査役に対し適切な報告体制を確保しております。

③ 監査が効率的かつ効果的に行われるために、内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視・検証する体制を確保しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社は、当社及び当社グループの財務報告を適時・適切に行うものとし、その信頼性を確保することを最重要視して対応しております。

② 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告制度に適切に対応するため、社内諸規程、会計基準その他関連法令を遵守しております。

③ 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するための社内体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、社内専門部署への相談を含め断固として対決することとし、当社及び当社グループの役員・使用人に対し、啓蒙活動を実施しております。

② 当社は、反社会的勢力とは一切接触しないことを基本方針としており、反社会的勢力に対する対応は、「反社会的勢力への対処要領」に基づき総務部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携して対処する体制を整えております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

単位：千円（千円未満切り捨て）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**15,857,553**	**流動負債**	**15,870,485**
現金及び預金	2,333,068	支払手形及び買掛金	2,628,421
受取手形及び売掛金	5,771,803	短期借入金	12,091,328
商品及び製品	1,695,510	リース債務	84,364
仕掛品	2,017,161	未払法人税等	35,489
原材料及び貯蔵品	2,906,567	その他	1,030,880
繰延税金資産	394,283	**固定負債**	**2,144,555**
その他	758,074	長期借入金	757,481
貸倒引当金	△18,915	リース債務	129,590
固定資産	**8,097,096**	退職給付に係る負債	1,183,864
有形固定資産	**7,026,055**	その他	73,619
建物及び構築物	2,402,641	**負債合計**	**18,015,040**
機械装置及び運搬具	399,237	**純資産の部**	
土地	3,517,336	科目	金額
リース資産	162,951	**株主資本**	**5,123,173**
建設仮勘定	16,818	資本金	2,500,000
その他	527,071	資本剰余金	5,324,399
無形固定資産	**431,890**	利益剰余金	△784,140
ソフトウエア	408,632	自己株式	△1,917,084
その他	23,257	**その他の包括利益累計額**	**723,687**
投資その他の資産	**639,150**	その他有価証券評価差額金	34,117
投資有価証券	162,215	為替換算調整勘定	749,977
繰延税金資産	48,661	退職給付に係る調整累計額	△60,407
その他	475,308	**新株予約権**	**13,640**
貸倒引当金	△47,035	**少数株主持分**	**79,108**
		純資産合計	**5,939,609**
資産合計	**23,954,650**	**負債・純資産合計**	**23,954,650**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

単位：千円（千円未満切り捨て）

科目	金	額
売上高		**21,379,475**
売上原価		**16,885,788**
売上総利益		**4,493,687**
販売費及び一般管理費		4,420,937
営業利益		**72,750**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,850	
その他の営業外収益	360,587	365,438
営業外費用		
支払利息	109,552	
その他の営業外費用	13,061	122,613
経常利益		**315,575**
特別利益		
固定資産売却益	92,790	
投資有価証券売却益	2,140	
その他	1,584	96,514
特別損失		
固定資産売却損	402	
固定資産除却損	2,451	
減損損失	27,349	
事業整理損	37,609	
その他	1,022	68,836
税金等調整前当期純利益		**343,252**
法人税、住民税及び事業税	54,089	
法人税等調整額	81,004	
過年度法人税等	78,159	213,253
少数株主損益調整前当期純利益		**129,999**
少数株主利益		9,946
当期純利益		**120,053**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

単位：千円（千円未満切り捨て）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日期首残高	2,500,000	5,324,399	△911,537	△1,917,033	4,995,828
会計方針の変更による累積的影響額			7,343		7,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,500,000	5,324,399	△904,194	△1,917,033	5,003,171
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			120,053		120,053
自己株式の取得				△51	△51
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	120,053	△51	120,001
平成27年３月31日期末残高	2,500,000	5,324,399	△784,140	△1,917,084	5,123,173

項目	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成26年４月１日期首残高	21,239	△11,477	323,726	△64,472	269,016	13,640	69,863	5,348,348
会計方針の変更による累積的影響額								7,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,239	△11,477	323,726	△64,472	269,016	13,640	69,863	5,355,691
連結会計年度中の変動額								
当期純利益								120,053
自己株式の取得								△51
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	12,878	11,477	426,250	4,064	454,670	－	9,244	463,915
連結会計年度中の変動額合計	12,878	11,477	426,250	4,064	454,670	－	9,244	583,917
平成27年３月31日期末残高	34,117	－	749,977	△60,407	723,687	13,640	79,108	5,939,609

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……21社

連結子会社の名称

㈱エルモ社	American Elmo Corp.
Elmo USA Corp.	ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd.
ELMO Europe SAS	北京艾路摩科技有限公司
㈱エルモアイテック	㈱エルモソリューション札幌
㈱エルモシステムビジネス	㈱エルモソリューション中部
㈱エルモソリューション近畿	㈱エルモソリューション四国
㈱エルモソリューション九州	㈱ＳＵＷＡオプトロニクス
蘇州智能泰克有限公司	東莞旭進光電有限公司
㈱タイテック	泰志達（蘇州）自控科技有限公司
㈱ファインフィットデザイン	㈱中日電子
㈱グラフイン	

(2) 持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の状況

イ．持分法適用の関連会社数　１社

ロ．会社の名称　南陽南方智能光電有限公司

②　持分法を適用しない関連会社の状況

イ．会社の名称　㈱ＳＯＡソリューションズ

ロ．持分法を適用しない理由　当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社㈱エルモ社の決算日は２月28日、㈱タイテック及び㈱中日電子の決算日は３月31日であり、その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

2) デリバティブ ……時価法

3）たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ．商品・製品 ……主として先入先出法
一部の連結子会社については総平均法、個別法を採用しております。

ロ．原材料 ……主として総平均法
一部の連結子会社については移動平均法を採用しております。

ハ．仕掛品 ……主として総平均法
一部の連結子会社については個別法を採用しております。

ニ．貯蔵品 ……最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産
（リース資産を除く） ……主として定率法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、一部の連結子会社の金型及び在外連結子会社については、定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産
（リース資産を除く） ……定額法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
また、市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売数量に基づき償却（３年均等配分額を下限とする）しております。

ハ．リース資産 ……定額法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引については、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）為替予約、金利スワップ

（ヘッジ対象）外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引、借入金利息

ハ．ヘッジ方針

外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するため、また、借入金に係る金利変動リスクを回避するため、実需に基づくものを対象としてデリバティブ取引を行っております。なお、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュフローが固定されているため、ヘッジの有効性評価を省略しております。

なお、外貨建予定取引については将来の取引予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年３月31日以前に発生した負ののれんは、５年間で均等償却しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が7,343千円減少し、利益剰余金が7,343千円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

３．未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等

- 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）
- 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日）
- 「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日）
- 「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号 平成25年９月13日）
- 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年９月13日）
- 「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号 平成25年９月13日）

(1) 概要

子会社株式の追加取得等において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更並びに暫定的な会計処理の確定の取扱い等について改正されました。

(2) 適用予定日

平成28年３月期の期首から適用します。

なお、暫定的な会計処理の確定の取扱いについては、平成28年３月期の期首以後実施される企業結合から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の改正による連結計算書類に与える影響額については、未定であります。

４．追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は24,448千円減少し、法人税等調整額が25,787千円、その他有価証券評価差額金が1,339千円それぞれ増加しております。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　8,177,170千円

(2) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産	
建物及び構築物	864,710千円
土地	2,314,570千円
② 上記に対応する債務	
短期借入金	1,437,200千円
長期借入金	383,800千円
③ 受取手形割引高	32,983千円
④ 非連結子会社及び関連会社に対するもの	
投資有価証券（株式）	26,299千円
その他（出資金）	25,436千円

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	21,063	―	―	21,063
自己株式				
普通株式	7,585	0	―	7,585

（注）１．自己株式の株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

(2) 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	13,640
合計		―	―	―	―	―	13,640

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	資本剰余金	26,955	2.00	平成27年３月31日	平成27年６月29日

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、外貨建ての営業債権の為替変動リスク並びに借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「１．(4)会計処理基準に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)２参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
① 現金及び預金	2,333,068	2,333,068	―
② 受取手形及び売掛金	5,771,803	5,771,803	―
③ 投資有価証券 その他有価証券	102,094	102,094	―
資産計	8,206,966	8,206,966	―
④ 支払手形及び買掛金	2,628,421	2,628,421	―
⑤ 短期借入金 ※	11,117,000	11,117,000	―
⑥ 長期借入金 ※	1,731,809	1,739,066	7,256
負債計	15,477,230	15,484,487	7,256

※ １年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「③ 投資有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額33,822千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

・関係会社株式（連結貸借対照表計上額26,299千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　433円81銭

(2) １株当たり当期純利益　8円91銭

９．重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引等

当社は平成27年３月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である㈱エルモ社、㈱エルモソリューション札幌、㈱エルモソリューション近畿、㈱エルモソリューション四国、㈱エルモソリューション九州が合併することを決議し、平成27年４月10日付で合併契約を締結いたしました。詳細は以下のとおりであります。

①取引の概要

(1) 対象となった企業の名称及びその事業の内容

結合企業　　㈱エルモ社

事業の内容　光学機器の開発・製造・販売

被結合企業　㈱エルモソリューション札幌、㈱エルモソリューション近畿、㈱エルモソリューション四国、㈱エルモソリューション九州

事業の内容　光学機器の販売

(2) 企業結合日

平成27年６月１日

(3) 企業結合の法的形式

㈱エルモ社を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

㈱エルモ社（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

国内子会社の事業を集約、経営資源を㈱エルモ社に集中し、グループ全体の意思決定のスピードを上げる組織体制の構築を狙うものであります。

また、企業経営の効率化を図るとともに、業務改善により販売体制の更なる一体化、強化を狙い、組織再編を図るものであります。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

１０．その他の注記

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①減損損失の金額及び内訳

用途	場所	種類	金額（千円）
光学事業資産	長野県茅野市	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具器具及び備品、 建設仮勘定、 ソフトウエア	27,349千円

②減損損失の認識に至った経緯

光学事業資産については、事業を取り巻く市場環境の悪化等により収益性が低下したため、投資額の回収が見込めなくなったと判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

③資産のグルーピングの方法

当社グループは、会社単位で事業資産、賃貸資産、処分予定資産等に区分してグルーピングを行っております。

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価に準ずる方法で評価しており、売却見込みのない資産についてはゼロとしております。

(2) 事業整理損

当連結会計年度において、蘇州智能泰克有限公司の製造事業を休止することに伴い、事業整理損を37,609千円計上しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

単位：千円（千円未満切り捨て）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**247,852**	**流動負債**	**6,633,440**
現金及び預金	93,658	短期借入金	5,950,000
		一年以内返済予定長期借入金	654,258
前払費用	11,003	未払金	996
		未払費用	15,064
未収入金	1,484	預り金	1,552
短期貸付金	100,000	その他	11,568
		固定負債	**448,829**
未収還付法人税等	41,706	長期借入金	441,212
		退職給付引当金	3,253
固定資産	**11,863,580**	繰延税金負債	4,364
		負債合計	**7,082,269**
有形固定資産	**12,343**	**純資産の部**	
建物	10,363	科目	金額
構築物	1,597	**株主資本**	**5,006,274**
工具器具備品	382	**資本金**	**2,500,000**
		資本剰余金	**6,633,452**
投資その他の資産	**11,851,237**	資本準備金	1,000,000
投資有価証券	29,766	その他資本剰余金	5,633,452
		利益剰余金	**△1,814,657**
関係会社長期貸付金	3,350,000	その他利益剰余金	△1,814,657
関係会社株式	9,320,869	繰越利益剰余金	△1,814,657
		自己株式	**△2,312,520**
長期前払費用	91	**評価・換算差額等**	**9,248**
		その他有価証券評価差額金	9,248
その他	430	**新株予約権**	**13,640**
貸倒引当金	△849,920	**純資産合計**	**5,029,163**
資産合計	**12,111,433**	**負債・純資産合計**	**12,111,433**

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

単位：千円（千円未満切り捨て）

科目	金額	
営業収益		**420,511**
営業費用		**257,543**
営業利益		**162,968**
営業外収益		
受取利息	1,020	
受取配当金	1,086	
その他の営業外収益	483	2,589
営業外費用		
支払利息	24,535	
貸倒引当金繰入額	128,626	153,161
経常利益		**12,396**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,432	1,432
税引前当期純利益		**13,828**
法人税、住民税及び事業税		1,230
当期純利益		**12,598**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

単位：千円（千円未満切り捨て）

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年４月１日期首残高	2,500,000	1,000,000	5,633,452	6,633,452	△1,827,255	△1,827,255
事業年度中の変動額						
当期純利益					12,598	12,598
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	12,598	12,598
平成27年３月31日期末残高	2,500,000	1,000,000	5,633,452	6,633,452	△1,814,657	△1,814,657

項目	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
平成26年４月１日期首残高	△2,312,468	4,993,727	7,974	13,640	5,015,341
事業年度中の変動額					
当期純利益		12,598			12,598
自己株式の取得	△51	△51			△51
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			1,274	－	1,274
事業年度中の変動額合計	△51	12,547	1,274	－	13,821
平成27年３月31日期末残高	△2,312,520	5,006,274	9,248	13,640	5,029,163

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

子会社株式…… 移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金…… 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金… 関係会社の支援及びその他の負担に伴う損失に備えるため、当社が負担することになる損失見込額を計上しております。

債務保証損失引当金…… 債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態および損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	101,484千円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	3,350,000千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	1,300,000千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	8,824千円

(5) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

㈱エルモ社	1,050,000千円
ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd.	271,333千円
㈱ＳＵＷＡオプトロニクス	44,582千円
㈱タイテック	350,000千円
計	1,715,915千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益	420,511千円
(2) 営業費用	54,481千円
(3) 営業取引以外の取引高	5,500千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数　　普通株式　　7,585,355株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の原因はその他有価証券評価差額によるものです。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱エルモ社	所有 直接100.00	経営の管理 監督・指導 役員の兼任 資金の借入 債務保証 債務被保証	関係会社経営管理料	23,100	—	—
				資金の借入	1,000,000	短期借入金	1,000,000
				債務保証	1,050,000	—	—
				当社金融機関借入に対する債務被保証	3,656,702	—	—
子会社	㈱タイテック	所有 直接100.00	経営の管理 監督・指導 役員の兼任 資金の借入 債務保証 債務被保証	関係会社経営管理料	92,400	—	—
				関係会社配当金収入	207,776	—	—
				事務所賃借料	37,128	前払費用	3,341
				資金の返済	400,000	—	—
				債務保証	350,000	—	—
				当社金融機関借入に対する債務被保証	3,656,702	—	—
子会社	㈱中日電子	所有 直接100.00	経営の管理 監督・指導 役員の兼任 資金の借入	関係会社経営管理料	45,600	—	—
				関係会社配当金収入	4,235	—	—
				資金の借入	300,000	短期借入金	300,000
子会社	㈱ＳＵＷＡオプトロニクス	所有 直接 87.50 間接 12.50	経営の管理 監督・指導 役員の兼任 資金の貸付 債務保証 債務被保証	関係会社経営管理料	17,400	—	—
				資金の貸付	3,450,000	関係会社長期貸付金	3,350,000
				資金の回収	200,000	—	—
				債務保証	44,582	—	—
				当社金融機関借入に対する債務被保証	3,540,000	—	—
子会社	㈱グラフイン	所有 直接100.00	経営の管理 監督・指導 役員の兼任 資金の貸付	関係会社経営管理料	30,000	—	—
				資金の貸付	200,000	短期貸付金	100,000
				資金の回収	100,000	—	—
子会社	ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd.	所有 間接100.00	債務保証	債務保証	271,333	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

・経営管理料については、経営の管理、監督及び指導するための契約に基づき決定しております。
・資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、貸付期間や返済方法については両者協議の上、貸付条件を決定しております。
・資金の借入については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、借入期間や返済方法については両者協議の上、借入条件を決定しております。
・建物等の賃借については、近隣の取引実勢などに基づいて賃借料金額を決定しております。
・保証債務については、金融機関からの借入金について債務保証を行ったものであります。
・当社は銀行借入に対して㈱エルモ社、㈱ＳＵＷＡオプトロニクス及び㈱タイテックより債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
・㈱ＳＵＷＡオプトロニクスへの長期貸付金について849,920千円の貸倒引当金を計上しております。また、貸倒引当金繰入額128,626千円を計上しております。
・上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	372円13銭
(2) １株当たり当期純利益	0円93銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　本　正　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　田　国　良　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　本　正　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　田　国　良　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
監査役会

常勤監査役（社外監査役）　大　原　　茂　㊞
監　査　役（社外監査役）　原　田　彰　好　㊞
監　査　役（社外監査役）　飯　田　浩　之　㊞
監　査　役（社外監査役）　井　上　龍　哉　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営における最重要政策のひとつと認識し、企業体質の強化などを勘案の上、当該事業年度の収益状況に応じつつ長期的な視野に立って安定した配当を継続することを基本方針としております。当期の業績と今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第５期の期末配当及び剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社の配当政策と中長期的な業績動向を総合的に勘案し、その他資本剰余金を原資として以下のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき２円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、26,955,770円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

２．剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開と経営基準の充実による安定した成長を確保するため、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損を填補したいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　1,814,657,144円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　　1,814,657,144円

第２号議案　取締役１名選任の件

コーポレートガバナンスの一層の強化をはかるため、新たに社外取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職状況）	所有する当社の株式の数
寺澤和哉（てらざわかずや） (昭和49年11月７日生)	平成10年10月 監査法人　伊東会計事務所入所 平成14年４月 公認会計士試験合格 平成19年８月 あずさ監査法人（現・有限責任 あずさ監査法人）入所 平成22年７月 寺澤会計事務所 所長（現任） 平成23年３月 株式会社クロップス 一時監査役就任 平成23年６月 株式会社クロップス 社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 寺澤会計事務所 所長 株式会社クロップス 社外監査役	―

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 寺澤和哉氏は、社外取締役候補者であります。

3. 寺澤和哉氏を社外取締役として選任する理由は、公認会計士として長年培われた企業会計に係る知識と経験に基づき、外部の視点から有益な意見を当社の経営に反映していただくためであります。

4. 社外取締役候補者であります寺澤和哉氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　名古屋市南区千竈通二丁目13番地１
当社２階
TEL（052）823-8551（代表）

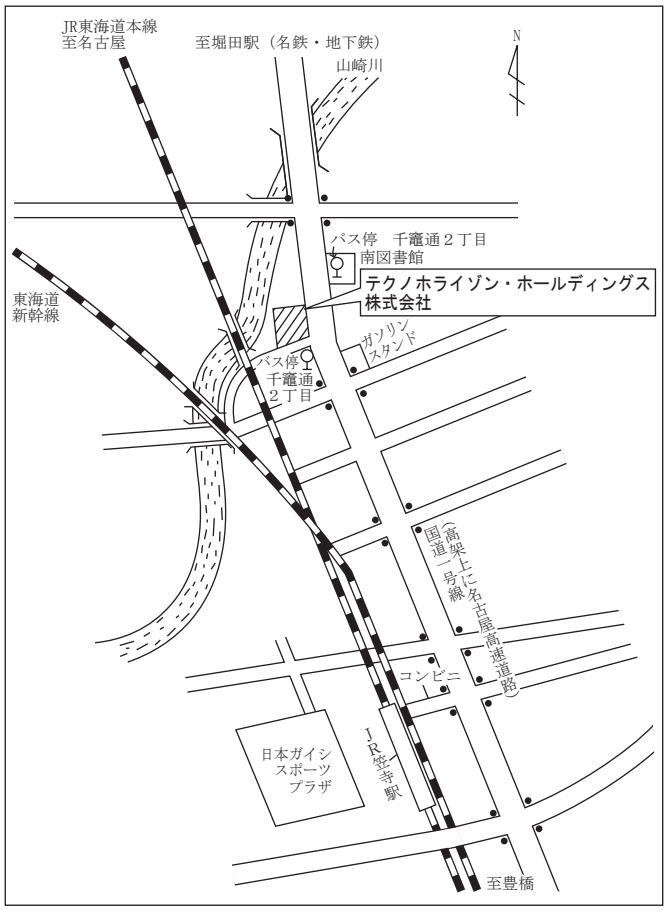

交　通

○ JR東海道本線　「笠寺駅」下車徒歩15分
○ 地下鉄　「堀田駅」から市バス（基幹１号、笠寺駅、星崎または鳴尾車庫行）に乗換「千竈通２丁目」下車徒歩５分
○ 名鉄　「堀田駅」から市バス（基幹１号、笠寺駅、星崎または鳴尾車庫行）に乗換「千竈通２丁目」下車徒歩５分

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK